資料１

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

１　改定の必要性

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項の規定により、市町村が定めなければならないとしています。また、同法同条第２項において、一般廃棄物の発生量の見込み、排出抑制の方策、分別の区分、適正な処理、処理施設の整備等に関する事項を定めるものとしています。

本計画は、国及び県の計画を踏まえ、本市における他の計画との整合性を図ったものとしているだけでなく、本市と鴻巣市及び北本市で構成していた鴻巣行田北本環境資源組合の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「施設整備基本計画」との整合性を図りつつ、本市における一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を推進するための排出抑制並びに資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分に係る基本的事項を定めております。

しかしながら、昨年度において同組合によるごみ処理施設整備事業が白紙解消となり、本計画に定める基本的事項を見直す必要が生じたことから、所要の改定を行おうとするものです。

本計画の位置づけ及び他の計画との関係を図に示します。

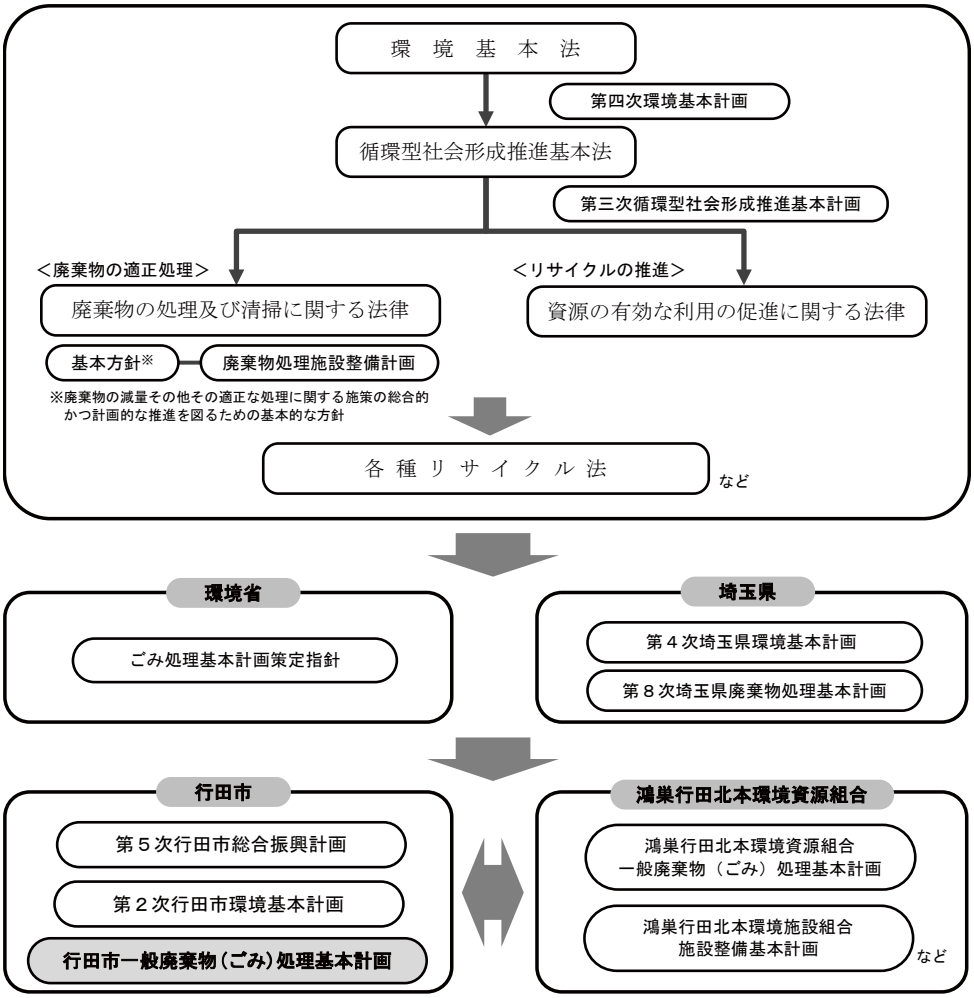

↑今回白紙となった計画

２　スケジュール

審議会では、事務局が提示する案に対し、それぞれのお立場からご意見をいただき、答申案作成に向けた審議を行っていただきます。

回数	開催時期	議題等
第１回	令和２年８月 17 日	・行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
第２回	令和２年 10 月	・ごみの分別・収集体制について
第３回	令和３年３月	・ごみの分別・収集体制について
第４回	令和３年７月	・行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について
第５回	令和３年 10 月	・行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について
第６回	令和３年 12 月	・答申(案)について

（注意事項）

回数、開催時期及び議事内容については、変更になる場合があります。

〔参考〕審議会以降の計画策定までの流れ

令和３年 12 月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の答申
令和４年 １月	パブリックコメント（市民意見募集）の実施（30 日間）
令和４年 ３月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定（公表）